

（あて先）浜松市長

住所又は
認可申請者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

終身建物賃貸借事業変更認可申請書

次のとおり認可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により申請します。

認可住宅	認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
	認可住宅の名称	
変更事項	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更理由	
	添付書類※ 第1号様式添付書類の変更部分を添付すること	

備考

1. 認可申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は
届出者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

事業の軽微な変更届出書

浜松市終身建物賃貸借事業に係る事務取扱要領第5条の規定に基づき、事業の軽微な変更を届け
出ます。

認 可 住 宅	認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
	認可住宅の名称	
変 更 事 項	変更内容	整備の実施時期のうち、整備の <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 完了 の予定年月日の変更（6月以内）
	変更年月日 (変更前)	年 月 日
	変更年月日 (変更後)	年 月 日
	変更理由	
	添付書類※ 第1号様式添付書 類の変更部分を添 付すること	

備 考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は
承認申請者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

終身建物賃貸借解約の申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第1項の規定に基づき、終身建物賃貸借事業の解約の申入れ承認について申請します。

認可住宅	認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
	認可住宅の名称	
解約事由等	解約理由 (1・2のどちらか)	<p>1 賃貸住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、当該住宅を適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったため。 対象：(認可住宅の全部・一部 ())</p> <p>2 賃借人（一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いるときは、当該賃借人のすべて）が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったため。 対象住戸：()</p>
	添付書類 ※解約の理由が発生したことを証する書類	

備考

- 承認申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

（あて先）浜松市長

住所又は
届出者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

終身建物賃貸借事業地位の承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法第67条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け浜松市 第 号をもって認可された事業者より地位の承継をしたので、届け出ます。

認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
認可住宅の名称	
認可事業者の 氏名又は名称(被承継人)	
認可事業者の 氏名又は名称(承継人)	
承継の要因	
承継年月日	
管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 管理業務者(管理を委託する相手)の氏名又は名称 () 2. 自ら管理

備考

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

（あて先）浜松市長

住所又は
承認申請者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

終身建物賃貸借事業地位の承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法第 6 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位の承継の承認を申請します。

認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
認可住宅の名称	
認可事業者の 氏名又は名称(被承継人)	
認可事業者の 氏名又は名称(承継人)	
承継の要因	
承継年月日	
賃貸住宅に 関する権原	1 所有権 2 賃借権・使用貸借による権利 期間は 年 月 日から 年 月 日まで
管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 管理業務者(管理を委託する相手)の氏名又は名称 () 2. 自ら管理

備 考

1. 承認申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

（あて先）浜松市長

住所又は
届出者 主たる事務所の所在地
名称又は氏名

終身建物賃貸借事業廃止届出書

年 月 日付け 第 号をもって認可を受けた終身建物賃貸借事業について、
高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定に基づき、事業の廃止を届出します。

認可住宅	認可番号 (認可年月日)	第 号 (年 月 日)
	認可住宅の名称	
廃止事項	内容及び理由 (廃業、法人の 解散等)	
	廃業等年月日	

備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 廃止の届出があっても、事業の廃止前にされた建物賃貸借契約の効力には影響を及ぼさない。（法第71条）